

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	河川課	検索番号	1 1
法令名	河川法	根拠条項	第20条		
許認可等	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認				
<p>(根拠規定)</p> <p>第20条 河川管理者以外の者は、第11条、第16条の第3項、第17条第1項及び第18条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日付け国河改第36号国土交通省河川局長通知)</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日付け建河政発第52号建設省河川局長通達)</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>1 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>(1) 第二十条(河川管理者以外の者が行う河川工事等の承認)の審査基準について</p> <p>河川工事等の承認を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで承認することができるものであること。</p> <p>工事実施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。</p> <p>当該河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。</p> <p>周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(平成6年9月30日付け建設省河政発第53号・建設省河治発第73号・建設省河開発第118号・建設省河砂発第50号建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防部砂防課長通達)</p> <p>一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>1 河川法(昭和39年法律第167号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>(1) 第20条(河川管理者以外の者が行う河川工事等の承認)関係</p> <p>局長通達五1(1)の「具体的な計画」とは、例えば、いわゆる指定区間外の一級河川における河川工事の実施に関する計画である「改修計画」、指定区間内の一級河川又は二級河川における河川工事の実施に関する計画である「全体計画」、特定多目的ダムの建設に関する基本計画などをいうものであること。</p>					